

## 薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 —需要根絶に向けた対策を中心として— 〈評価・監視結果に基づく勧告〉

### ポイント

昨今の薬物乱用の状況を踏まえ、再乱用防止対策や事前防止対策など需要根絶に向けた対策の実施状況を調査し、

- (1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進
- (2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底
- (3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化
- (4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進
- (5) 学校における事前防止対策の推進
- (6) 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進

などを内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省に勧告

- 「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。
- 本行政・評価監視は、総務省行政評価局に加え、7管区行政評価局（支局を含む。）が、平成21年4月から実地調査を行い、取りまとめたものです。

# 調査の背景等

## 背景

- 我が国における薬物事犯の検挙人員は、依然として高水準で推移  
特に、大麻事犯の検挙人員は、平成10年に比べて倍増[資料1]
  - ・薬物事犯 : 平成10年1万8,811人 ⇒ 20年1万4,720人
  - ・大麻事犯 : 平成10年 1,316人 ⇒ 20年 2,867人
- 覚せい剤事犯の再犯率は、毎年5割を超える高水準で推移  
⇒ 再乱用防止対策の推進は重要な課題
- 昨今大学生を中心とした若年層による大麻事件が相次いで発生し、社会問題化  
⇒ 学校における事前防止対策の徹底も重要な課題
- 政府は、三次にわたり「薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、総合的な対策を推進

- 本行政評価・監視は、薬物乱用防止対策のうち、再乱用防止対策や事前防止対策など需要根絶に向けた対策の実施状況を調査
- 調査対象：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県（14）、都道府県教育委員会（14）、市町村（14）、大学・短期大学（38）、高等専門学校（9）、専修学校（14）、民間団体等

## 主な勧告事項

調査の結果、以下の点について改善措置を講ずべきことを勧告

- 1 再乱用防止対策の推進
  - (1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進
  - (2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底
  - (3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化
  - (4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進
- 2 学校における事前防止対策の推進
- 3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進

勧告日：平成22年3月26日  
勧告先：内閣府  
国家公安委員会（警察庁）  
法務省  
文部科学省  
厚生労働省

# 1 再乱用防止対策の推進

## (1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進

### 制度の仕組み

- 薬物問題の中心的課題とされる覚せい剤事犯の再犯率は、平成13年以降毎年5割超（20年55.9%）[資料1]
- 薬物乱用者の処遇は、できるだけ早期に開始した方が効果的
- 初犯の薬物事犯者は、保護観察の付かない執行猶予判決を受けることが一般的[資料2]  
⇒ 刑事施設や保護観察所における再乱用防止に関する指導等の対象とならないまま社会に復帰
- 裁判所の判決確定前の段階（推定無罪の原則）  
刑事施設及び留置施設において、未決拘禁者は、書籍等の閲覧など知的、教育的活動等についての援助が与えられる。
- 第三次五か年戦略  
⇒ 初犯の薬物事犯者に特化した取組事項なし

### 調査結果

報告書 p 2～6

- 刑事施設及び留置施設では、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる援助はほぼ未実施
- 都道府県や民間団体においては、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる取組を実施している例あり
  - ・ 警察と連携し、留置施設に勾留中の初犯の薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設が行う薬物依存回復プログラムに関する情報を提供し、希望者に、出所後プログラムを受講させている例（1県）[資料3]
  - ・ 弁護士と連携し、拘置所に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設についての情報提供を行っている例（1団体）[資料4]
- 国における初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策は必ずしも十分とは言えない状況

### 勧告要旨

- 刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する各種資料の配布・貸与など希望を前提とした援助の実施、初犯の薬物事犯者に対する都道府県や民間団体の再乱用防止対策の実施状況を参考にした取組の実施などについて、未決拘禁の段階から関係府省が連携することも含め、検討を行うこと。（国家公安委員会（警察庁）、法務省、厚生労働省）
- 厚生労働省は、関係府省、地方公共団体及び民間団体による薬物事犯者に対する再乱用を防止させるための取組に対し、必要な資料を提供するなど、積極的に協力すること。

## (2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底

### 制度の仕組み

- 刑事施設では、薬物に対する依存がある受刑者（R1指定者）を対象に、薬物依存離脱指導を実施
- 法務省は、刑事施設について、次の3通りの処遇区分を指定
  - ① A指標受刑者（犯罪傾向の進んでいない者）に対する処遇を行う施設（A指標施設）
  - ② B指標受刑者（犯罪傾向の進んでいる者）に対する処遇を行う施設（B指標施設）
  - ③ A指標受刑者及びB指標受刑者に対する処遇を行う施設
- 刑事施設への入所が初めての者（主としてA指標受刑者）は、改善更生の余地を残している者が多く、これらの者に対し再犯防止対策を講じることが重要

### 調査結果

報告書 p 31～34

- 調査した13刑事施設における平成20年に出所したR1指定者の薬物依存離脱指導の実施率は51.0%（1,440人中734人）  
[資料5]
- 上記のうち、A指標施設7施設では、薬物依存離脱指導の実施率が74.2%（372人中276人）  
[資料5]
  - ・ A指標受刑者は、薬物乱用の早期段階にある者が多く、改善更生の可能性が期待できるが、25.8%（96人）が薬物依存離脱指導を受けないまま出所
- 上記A指標施設7施設では、平成20年の出所者のうち、仮釈放者の割合は92.5%（372人中344人）  
[資料5]
- A指標受刑者が薬物依存離脱指導を受けないまま仮釈放された場合、保護観察所において再乱用防止に関する指導を原則として受ける仕組みとはなっていない。
- B指標施設4施設では、薬物依存離脱指導の実施率が32.0%（894人中286人）  
[資料5]
  - ・ 年間実施クール数の増加などにより、実施率の向上を図る余地のある例あり

### 勧告要旨

- R1指定者のうちA指標受刑者については、原則として、薬物依存離脱指導を全員に対して実施すること。  
なお、仮釈放により薬物依存離脱指導の実施が困難となったA指標受刑者については、刑事施設から保護観察所に対し、当該受刑者の薬物依存離脱指導の未実施について通知するなどして、原則として、少なくともいずれかの機関において薬物の再乱用防止に関する指導の実施を確保できるようにすること。（法務省）
- R1指定者のうちB指標受刑者についても、薬物依存離脱指導の実施方法を見直すなどにより、可能な限り、指導の実施率の向上に努めること。（法務省）

### (3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化

#### 制度の仕組み

- 刑事施設からの仮釈放者は、仮釈放期間（残刑期間）中は保護観察に付される。
- 保護観察所では、平成 20 年 6 月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による指導を実施
  - ・ 仮釈放者の場合、対象は保護観察期間が 6 か月以上の者に限定
  - ・ 覚せい剤事犯以外の薬物事犯者は対象外



#### 調査結果

報告書 p 43～48

- 矯正施設と保護観察所間相互において、十分に情報が共有されているとは言い難い状況
  - ・ 施設収容中の処遇結果に関する情報は、少年院から保護観察所に提供されるが、刑事施設からは未提供
  - ・ 保護観察終結時における就業、家庭、交友に関する状況等の情報は、保護観察所から少年院には提供されるが、刑事施設には未提供
- 調査した 8 保護観察所の仮釈放された覚せい剤事犯者のうち、保護観察期間が 6 か月未満の者は 74.8%（平成 20 年 6 月から 21 年 3 月の 588 人中 440 人）[資料 6]
  - ⇒ 刑事施設及び保護観察所のいずれの機関においても再乱用防止に関する指導を受けない者が発生
- 上記 8 保護観察所の仮釈放された薬物事犯者のうち、覚せい剤事犯者以外の者は 7.5%（平成 20 年 844 人中 63 人）[資料 7]

#### 勧告要旨

- 矯正担当部局と更生保護担当部局との協議により、刑事施設における処遇結果等共有すべき情報内容について検討・整理し、情報提供の仕組みを見直すこと。なお、個人情報に厳重なセキュリティを施した上での電子媒体による情報交換など事務省力化の方策についても、併せて、検討すること。（法務省）
- 仮釈放される A 指標受刑者のうち刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者について、覚せい剤事犯者処遇プログラムの内容、受講基準等を見直すことなどにより、保護観察所において薬物の再乱用防止に関する指導を受けることができるようにすること。（法務省）

## (4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進

### 制度の仕組み

- (薬物依存症の治療)
- 薬物依存症の治療法は未確立  
第三次五か年戦略では、薬物依存症治療法の開発を図るとされている。
- (家族に対する支援)
- 薬物依存症からの回復のためには家族の果たす役割が重要。また、専門家への相談は回復への第一歩とされている。
  - 都道府県・政令指定都市に設置されている精神保健福祉センターでは、①家族教室、②個別相談指導を実施



### 調査結果

報告書 p 69～76

- 治療に至っていない薬物依存症者が多数見込まれているが、治療法は未確立[資料 8]
- 治療を行う体制は不十分
  - ・ 薬物依存症の専門的な治療を行う医療機関は少ない。[資料 9]
  - ・ 一部の医療機関、精神保健福祉センター等では、国立精神・神経センターが開発した治療プログラムを試行[資料 10]
  - ・ 治療を行う医療機関や自助活動がない都道府県等あり[資料 11]
- 都道府県等における薬物依存症の治療の取組は全体的に低調、また、都道府県等の役割は必ずしも明確にされていない。
- 精神保健福祉センターにおいて、家族教室を開催していないところや個別相談指導が活用されていないことがうかがわれるところがあるが、厚生労働省は情報提供などの支援は行っていない。[資料 12、13]

### 勧告要旨

- 薬物依存症の治療が推進されるよう、次の措置を講ずること。
  - i) 薬物依存症の治療について、治療プログラムの確立を図ること。
  - ii) 都道府県及び政令指定都市の役割を明確化し、医療機関や精神保健福祉センターを活用するなどにより、治療・支援の体制の充実を図ること。
  - iii) 現在研究開発されている治療プログラムに関する情報について、都道府県及び政令指定都市と共有化を図ること。(厚生労働省)
- 精神保健福祉センターによる家族教室の開催を支援するため、都道府県及び政令指定都市に対し、家族教室の開催方法や関係機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。  
また、精神保健福祉センターの個別相談指導が活用されるよう、都道府県及び政令指定都市に対し、相談窓口の周知方法や関係機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。(厚生労働省)

## 2 学校における事前防止対策の推進

### 制度の仕組み

(中学校・高等学校における薬物乱用防止教育)

- 五か年戦略（第一次～三次）  
すべての中学・高校において、少なくとも年1回は外部講師等を活用した「薬物乱用防止教室」を実施するとされている。
- 文部科学省は、都道府県や都道府県教育委員会などを通じて、すべての中学・高校において薬物乱用防止教室を実施するよう指導

(大学等における啓発・指導)

- 第三次五か年戦略  
大学等の学生に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導を充実するとされている。
- 文部科学省は、大学等に対して、様々な機会を通じ、学生に対する啓発・指導の徹底に努めるよう要請

### 勧告要旨

- 都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずること。(文部科学省)
- 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、大学等に対して先進的な取組事例を提供するなど、薬物乱用防止に係る情報提供を充実させること。(文部科学省)

### 調査結果

報告書 p 111～114

- 全国の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は低調
  - ・ 平成10年の第一次五か年戦略策定以降横ばいの状況が続いており、20年度においても、実施率はそれぞれ6割程度[資料14]
- 調査した14都道府県の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は、都道府県ごとに大きなばらつき[資料15]
  - ・ 学校に対する効果的な取組を行い、実施率が高い都道府県あり[資料16]
  - ・ 私立学校における実施率は全体的に低調
- 文部科学省による薬物乱用防止教室の実施率を向上のための支援は不十分

報告書 p 124～127

- 調査した61大学等(30大学、8短期大学、9高等専門学校及び14専修学校)における薬物乱用防止に関する取組は、学校ごとに大きなばらつき[資料17]
  - ・ 全く取組を実施していない学校など取組が不十分な例あり
  - ・ 一方、他の学校の参考となる先進的な取組を行っている例あり[資料18]
- 調査した大学等からは、薬物乱用防止に関する情報提供など支援の充実を求める意見あり[資料19]
- 文部科学省による大学等に対する支援を一層推進する余地あり

### 3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進

#### 制度の仕組み

- 政府は、薬物乱用防止対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保する等のため、薬物乱用対策推進本部（薬物乱用対策推進会議）を設置し、五か年戦略を策定して推進
- 都道府県は、知事等を本部長とする地方本部を設置し、薬物乱用防止対策を推進
- 薬物乱用防止対策に関する総合的なホームページなどは存在していない。



#### 調査結果

報告書 p 137～138

- 都道府県による先進的、効果的な取組がみられるが、政府による情報提供や支援は不十分  
他の都道府県の参考となる先進的な取組の提供、共有化が必要
- 近年、薬物乱用のすそ野が広がっているとされ、薬物乱用対策に係る情報を共有し、情報の格差をなくすことが重要

#### 勧告要旨

- 内閣府は、関係府省の協力を得て、国、地方公共団体及び民間における薬物乱用対策が網羅されたホームページを整備することなどにより、薬物乱用対策についての総合的な情報の提供を図ること。（内閣府）
- 項目1及び項目2において指摘した事項も含め、第三次五か年戦略に盛り込まれていない事項について、早急に第三次五か年戦略に盛り込んで推進すること。（内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省）



[本件連絡先]

総務省行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : ちば よしひろ (内線 : 29064)

調査官 : ふる さわ よしあき (内線 : 29069)

上席評価監視調査官 : たなか ひでと (内線 : 22626)

電話 (直通) 03-5253-5440

(代表) 03-5253-5111

FAX 03-5253-5436

インターネット <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時15分までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。